

## 位置情報データ提供サービス利用約款

### 第1条（本約款の適用）

本約款は、第2条に定めるサービスに対し、適用するものとします。また、サービス利用者は、本約款の定めるところにより利用するものとします。

### 第2条（サービスの内容）

本サービスとは、福井県農業共済組合（以下「組合」といいます。）が、組合の位置情報データ提供システム（以下「本システム」といいます。）を使い加工・補正した位置情報データを、第5条に定める利用者（以下「利用者」といいます。）に対し提供するサービス（以下「本サービス」といいます。）をいいます。

2. 本サービスは次のとおりとします。

(1) RTK-GNSS リアルタイムデータ配信サービス

第3条で示す場所を基準点とした RTK 配信の利用が可能です。

本サービスの利用用途は、主として農業機械用のナビゲーションシステムを想定しております。

3. 組合は、本サービス内容の一部又は全部を変更することがあります。変更の際には1ヶ月前までに、利用者に通知します。

### 第3条（サービスエリア）

本サービスを提供する地域の基準点の設置場所（局名）及びサービス提供開始時期については、以下のとおりとします。

(1) サービス提供地域の基準点の設置場所（局名）：  
福井県鯖江市横越町 18-41-1 （丹南局）  
福井県坂井市坂井町上兵庫 40-15（福井・坂井局）  
福井県大野市中挾 1 丁目 1601-1 （奥越局）  
福井県三方郡美浜町久々子 35-32-1 （二州局）  
福井県小浜市遠敷 49-1-2 （若狭局）

(2) サービス提供開始時期：2021年3月1日

### 第4条（サービスの利用期間と条件及び自動更新）

本サービスの利用期間（以下「利用期間」といいます。）は、各年の1月1日（以下「サービス利用開始日」といいます。）から12月31日（以下「サービス利用終了日」といいます。）までとし、サービス利用開始日前に第8条第1項に定める利用料金等が組合に納入された場合において利用が可能となります。但し、第9条に定める内容により支払いがあった場合は、この限りではありません。

2. 利用期間の満了日（各年の12月31日）の1か月前までに利用者から第17条第1項に定める「データ配信サービス利用解約申込書」の提出がない場合は、組合は利用申込時と同一条件でさらに1年間自動更新し、以後も同様とします。但し、自動更新となる利用期間は各年の1月1日から12月31日までとします。

### 第5条（利用者）

利用者とは、第6条第2項によって、本サービスを利用することが可能となった企業・法人・機関・個人（以下「企業等」といいます。）をいい、企業等とは「データ配信サービス利用申込書」にご記入いただいた企業等のご利用者名・代表者又はご担当者名を指すものとします。

## 第6条（利用の申込みと申込み内容の変更）

本サービスの提供を受けようとする者（以下「利用者」といいます。）は、「データ配信サービス利用申込書」により、組合に利用申し込みを行うものとします。

2. 組合は、利用者から「データ配信サービス利用申込書」の提出があった場合は、内容を精査し乖離等がなければ、第8条第1項に基づき利用者へ利用料金等の支払いを求めます。なお、利用料金等の収納確認後概ね1週間以内に「データ配信サービス利用通知書」を利用者へ通知するものとします。

3. 利用者は、「データ配信サービス利用通知書」に記載がある「ライセンス利用開始日」（以下「利用開始日」といいます。）より本サービスの利用が可能となります。なお、第17条第1項に定める「データ配信サービス利用解約申込書」の提出を行った場合は、同条第2項に定める日まで利用が可能となります。

4. 利用者は、組合への利用申し込みの内容（登録内容、請求書の送付先等）に変更が生じた場合及び法人の合併又は相続等により地位の継承又は改称があった場合は、「データ配信サービス利用変更申出書」により速やかに組合に通知するものとします。

5. 組合は、以下の場合は申し込みを拒否することがあります。

(1) サービスの提供が技術的に困難な場合。

(2) 過去に組合のサービスの利用を停止されている、又は利用解除を受けたことがある場合。

(3) 申し込みにあたり虚偽の内容を提出した場合。

(4) その他、組合の業務遂行上、支障がある場合。

## 第7条（サービスの提供と利用範囲）

組合は、第2条で定める本サービスを利用者に提供するものとします。

2. 本システムから供給されるリアルタイムデータは、利用者本人のみが利用することができるものとし、複写や時分割やその他の手法を用い、直接・間接を問わず、複数のGPS受信機にデータを供給するなどして利用者以外の第三者に利用させてはならないものとします。利用者は、リアルタイムデータ受信用のスマートフォン等の受信端末に、別途指定する受信用ソフトウェアをインストールするものとします。

3. 利用者は、本サービスを利用するために必要な通信機器、ソフトウェア、その他これらに付随して必要となる全ての機器について、自己の責任と負担において準備するものとします。

4. 利用者は当約款に従って本サービスを利用するものとします。

## 第8条（利用料金等の支払方法）

利用者は、本サービスの利用において、「サービス利用開始日」から「サービス利用終了日」までの期間について、別に定める料金表に規定する料金（以下「利用料金」という。）の支払いを要します。

2. RTK-GNSSリアルタイム配信サービスの利用料金は下記のとおりです。

利用料金は年額定額制とし、利用開始日からサービス利用終了日までの定額利用料金を徴収するものとします。

3. 利用料金（利用開始の初年は初期登録手数料を加算）は、サービス開始の前納とし、利用者は年間定額利用料金をサービス利用開始日までに支払うものとします。その際、利用料金等に係わる消費税、その他手数料等は利用者の負担とします。

4. 携帯電話の基本使用料金、通信料金、インターネットへのアクセスなどのためのプロバイダー利用料金など、利用者が本システムへの接続に関して発生する費用は、利用者の負担とします。

5. 組合は、利用料金の内容の一部又は全部を改訂することができるものとします。料金の改訂に際しては1ヶ月前までに利用者に通知するものとします。

## 第9条（延滞利息）

利用者は、利用料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について、支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して

得た額を延滞利息として組合が指定する方法により支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

#### 第10条（著作権）

本サービスにおいて組合が提供するデータ、その他の著作物の著作権は、組合に帰属するものとします。利用者のスマートフォンなどの受信端末にインストールする受信用ソフトウェアの著作権は、開発会社に帰属します。

2. 利用者は、本サービスで取得したデータなどについて、事前に組合の書面による承諾無しに第三者に提供してはならないものとします。

3. 利用者は、本サービスで取得したデータなどについて、事前に組合の書面による承諾なしに公表してはならず、学術論文、学会発表などにより公表する際は、出典元として、組合名を明示するものとします。

#### 第11条（利用者情報の秘密保持）

組合は、利用者の住所、電話番号、本サービスの利用状況などの利用者情報を機密として保持するものとします。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

(1) 利用者の同意が得られた場合

(2) 利用者の識別ができない状態で提供する場合

(3) 法令及び他の公的な命令により、官公庁及び裁判所等の公的機関から情報の開示を請求され、当該請求の範囲において当該公的機関に対し情報を開示する場合。

#### 第12条（禁止行為）

利用者は、本サービスの利用にあたり、以下の行為をしてはならないものとします。

(1) 公序良俗に反する行為

(2) 犯罪的行為に結びつく行為

(3) 組合又は第三者の著作権その他の知的財産権を侵害する行為

(4) 組合又は第三者の財産、名誉、プライバシーなどを侵害する行為

(5) 法令に反する行為又は反する恐れのある行為

(6) 本サービスの利用及び運営を妨げる行為

(7) 第三者に本サービスを直接又は複写や時分割その他の手法を用いて間接的に利用させる行為

(8) 本サービスに関する情報を改竄する行為

(9) 本約款に反する行為

#### 第13条（サービスの一時的な中断或いは制限）

組合は、次のいずれかに該当すると判断した場合、利用者に事前に通知することなく、本サービスの提供を一時的に中断或いは制限することがあります。

(1) 通信機器などの障害が発生した場合

(2) システムの保守点検及び更新などが行われる場合

(3) その他データの適切な配信及び提供が困難な場合

(4) 天災等その他利用当事者の責に帰さない場合

2. 組合は前項のほか、本サービスの提供に必要な設備の定期保守、一時的及び臨時点検を行うため、中断或いは制限する旨を事前に通知する事により、本サービスを一時的に中断或いは制限できるものとします。

3. 本サービスの中断或いは制限によって利用者が受けた損害については、直接損害および間接損害等全ての損害について組合は一切責任を負わないものとします。

#### 第14条（責任の制限及び免責）

組合の責めに帰すべき理由によりサービスを提供しなかったときは、サービスを全く利用できなかった状態にあることを組合が知った時刻から起算して、24時間以上その状況が連続したときに限り、利用料金を返還します。この場合の計算は、その全く利用できなかった状態が連続した時間について24時間ごとに日数を計算（24時間未満の端数は切り捨て）し、その歴日数に対応する利用料金を限度として返還します。

2. 本サービスはベスト・エフォート型のサービスです。組合が提供するリアルタイムデータは、GNSS衛星、電離層と大気状態、基準点、通信回線、組合システムの加工・補正・解析処理の結果、その他の理由により、欠損、誤謬、遅延などを伴う場合があります。組合は提供するデータの完全性、利用者のシステムとの整合性、組合のサービスを利用した結果として得られた測位の精度・品質などに関する責任を負わないものとします。

3. 組合は、本システム等の変更により、利用者の機器等の改造・変更が必要になった場合であってもそれに要する費用は負担いたしません。

4. 利用者は、本サービスの利用に関して第三者に損害を与えた場合若しくは第三者との間で紛争が生じた場合は、自己の責任と負担によりこれを解決するものとします。

#### 第15条（権利譲渡の禁止）

利用者は、本サービスの利用者として有する本約款上の権利又は義務を第三者に譲渡もしくは使用させたり、売買、名義変更、質権の設定その他の担保に供することはできません。

#### 第16条（利用停止及び解除）

組合は、利用者が次のいずれかに該当すると判断した場合、利用者への事前の通知又は催告を要することなく、本サービスの利用の一時停止又は利用の解除、取り消しを行うことができます。

(1) 組合への申し込み、通知内容などに虚偽があった場合

(2) 本サービスの運営を妨害した場合

(3) 本サービスの利用料金等その他の債務の履行を2ヶ月以上停滞し又は支払いを拒否した場合

(4) 差押え、仮差押え、仮処分、競売、破産、民事再生、会社更生、会社整理、特別清算の申し立てを受けたときもしくはこれらの申し立てを自らしたとき、又は租税滞納処分を受けたとき

(5) 合併によらず解散したとき

(6) 第7条第2項及び第12条各号、第15条に違反した場合

(7) その他、組合が利用者として不相当と判断した場合

2. 前項の場合、利用者は期限の利益を喪失し、当該時点で発生している利用料金支払債務等組合に対して負担する債務の一切を一括して履行するものとします。

3. 利用者が利用期間の途中で第1項に基づき組合から本サービスの利用の一時停止又は利用の解除を受けた場合、組合は残期間に相当する定額利用料金を返金しないものとします。

#### 第17条（利用の終了）

利用者は、本サービスの利用を終了しようとする場合は「データ配信サービス利用解約申込書」により、組合にサービス利用の解約を通知します。

2. サービス利用の解約日は、「データ配信サービス利用解約申込書」が組合に到達した日の翌月末日とします。

3. 利用者は利用期間の途中で解約した場合であっても、組合は残期間に相当する定額利用料金を返金しないものとします。

#### 第18条（サービスの廃止）

組合は、本サービスの全部又は一部について提供を廃止する場合は、不可抗力により本サービスの提供

が不可能となった場合を除き、廃止の1ヶ月前までに利用者に通知するものとします。

2. 月末で本サービスを廃止した場合は、組合は、利用者に対し、受領済みの定額利用料金のうち月割計算した残期間の利用料金相当額を返還します。
3. 第2項にかかわらず、各月の途中で本サービスを廃止した場合の利用料金の取扱いは、別途組合からの通知によるものとします。
4. 本サービスの廃止によって利用者が受けた損害については、組合は一切責任を負わないものとします。

#### 第19条（反社会的勢力の排除）

組合は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、本サービス提供に応じないものとします。また、本サービス提供後に、利用者が次の各号のいずれかに該当すると判明した場合は、事前の催告を要することなく本サービスの利用を解除することができるものとします。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者
  - (2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有する場合
  - (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する場合
  - (4) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する場合
  - (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する場合
  - (6) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する場合
  - (7) 自ら又は第三者を利用して次のいずれかに該当する行為を行った場合
    - ① 暴力的な要求行為
    - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
    - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
    - ④ 風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて組合の信用を毀損し、又は組合の業務を妨害する行為
    - ⑤ その他前各号に準ずる行為
2. 組合は、前項の規定に基づき利用を解除した場合に、第16条第2項及び第3項の規定を準用します。

#### 第20条（合意管轄裁判所）

利用者と組合の間で本約款に関する訴訟の必要が生じた場合、福井地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第21条（本約款の変更）

組合は、利用者の承諾を要することなく、本約款に新たな規定の追加又は変更ができるものとします。なお、新たに追加又は変更される規定についても、本約款の一部を構成するものとします。

2. 本約款が変更された後の提供サービスに係る利用料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

以上